

広島県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十四年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	行 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 を 事 業 所	指 定 年 月 日
株式会社アール・プラグレス	広島市安佐南区八木四丁目二六番一〇一〇一〇一号 クロスプランニング	平成二十三年一月一日
社会福祉法人 IGL 学園福祉会	広島市安佐南区上安六丁目三二番一号 IGL 居宅介護支援事業所美鈴が丘	平成二十三年一月一日
株式会社スミダ	三原市本郷町善入寺五八四番地六 翼居宅介護支援事業所三原	平成二十三年一月一日
株式会社ユニット	広島市西区己斐中二丁目一二番一九一〇一〇号 ユニット居宅介護支援事業所	平成二十四年一月一日
株式会社ハニービー	広島市南区青崎一丁目七番二号 居宅介護支援事業所みつばち西	平成二十四年一月一日
サンキ・ウエルバイ株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一〇一〇号 サンキ・ウエルバイ介護センター福山西	平成二十四年一月一日